

# み・も・ざ

mimoza

うるま市  
男女共同参画情報誌  
**第23号**  
発行/うるま市役所共生推進室  
男女共同参画センター  
2024年4月

**みもざ** 黄色の小さく丸いお花です。毎年3月8日は国際女性デーとされており、イタリアでは「みもざの日」と呼ばれ、男性が日ごろの感謝の気持ちを込めて妻や恋人、身近な女性にみもざの花を贈る習慣があります。女性たちは家事や育児から解放され、友達と食事やおしゃべりを楽しむ日となっているそうです。

## 女性に対する暴力をなくす運動パネル展・講座



国は、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間、また毎年11月を児童虐待防止推進月間としています。暴力は、性別・年齢を問わず、決して許されるものではなく、社会全体でこの問題に取り組む必要があります。期間中、うるま市においても意識啓発のため、DV防止啓発講座の開催や、うるま市女性団体連絡協議会のご協力のもと作成したダブルリボンの配布、子育て世代包括支援センターと共にパネル展を開催しました。

## 殴る・蹴るだけがDVじゃない! ~ガスライティング(心理的虐待)を考える~

ガスライティングとは、心理的虐待の1つで、加害者の言動によって被害者を心理操作し、現実感を喪失させ、自分の判断能力に自信が持てなくなる状況を作ることを言います。本講座で、ガスライティングがもたらす自尊心への影響と回復について学ぶことで、暴力の形態は幅広いということを知りました。

ガスライティング被害からの回復で相手から離れると挙げられていたのが、納得できます。



ガスライティングは、彼・彼女、妻・夫だけの関係ではなく、友人関係などでも起こりうることがわかり、自分という1人の人間としての在り方を見つめ直すきっかけとなりました。



## アンコンシャス・バイアスを知っていますか?

アンコンシャス・バイアスは、「男は仕事」、「女は家庭」などのような、無意識の思い込みのことと言います。それがあること自体が悪いわけではありませんが、無意識に「決めつけ」たり「押し付け」たりすると、相手を傷つけてしまう可能性があります。

### 〈体験談〉

- 法事などで、女性は自分から仕事を見つけて動くくらいの積極性や気配りを、親戚から求められることが多い。食事の準備や片付けが嫌いなわけではないが、モヤモヤする。
- 女性で仕事の中心に立っている人を見て、「女性なのにすごい」という発言をする人がいた。それは、同じ仕事をしている男性を当たり前とした、女性に対する差別だと感じた。

アンコンシャス・バイアスの詳細はこちらのリンク・QRコードから  
[https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu\\_r04.html](https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r04.html)

## あなたがYESでも、わたしがNOなら性暴力

国は、毎年4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」と位置づけています。若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害です。

月間の中は、「望まない性的な行為は性暴力」であり許されないことや、「被害者は悪くない」という認識を社会全体に広げ、加害を防ぎ、また被害にあった方がためらわずに相談できるように、相談窓口等を周知します。

### 〈身近な人ができること〉

- 「よく話してくれたね」「あなたは悪くない」ということを、言葉や態度で繰り返し伝えてください。
- 「たいしたことない」「早く忘れてしまえばよい」など、被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしないでください。
- 性犯罪・性暴力被害者のための電話相談や、SNS相談がありますので、必要に応じて相談先を紹介してください。

性犯罪・性暴力相談窓口はこちらのリンク又はQRコードから  
[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/consultation.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/consultation.html)

## み・も・ざ 第23号

## うるま市女性団体連絡協議会

会員募集中です!

市内の各女性団体が相互の親睦を図り、連携を保つとともに、女性の地位向上と豊かで明るい平和な男女共同参画社会づくりに寄与することを目的に活動している団体です。

主な活動…リーダー研修、男女共同参画講演会、市長と語るつどい、資金造成映画上映会など。

### 市長と語るつどい(令和6年2月13日開催)

市内の各女性団体の代表が集い、男女共同参画の視点から、行政の取組のなかで疑問に感じていることについて、市長と直に話し合うことで、市政への理解と連携を深めた有意義な機会となりました。

#### テーマ

- (1)給付金等に係る所得制限について
- (2)男性育児休業の長期間取得について
- (3)教育現場での人手不足、及び、業務量について
- (4)市長が考える第一次産業について
- (5)沖縄県立中部病院の移転について



### [1] 国内外研修派遣補助金

「うるま市男女共同参画国内外研修派遣補助事業」は、男女共同参画について学習し、男女共同参画社会の実現に向けたリーダーの育成と資質向上を図ることを目的に、市内在住者に対し、研修参加費用の一部(上限4万円)を市が補助します。

詳しくは、こちらのリンク又はQRコードから

- [1]国内外研修** **[2]男女共同参画社会**  
派遣補助金  
派遣補助金  
<https://www.city.uruma.lg.jp/1002008000/contents/2092.html>

### (問い合わせ先【1】～【2】)

うるま市 防災広報対策部 共生推進室(男女共同参画センター)  
〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号  
TEL:098-973-8927 FAX:098-979-7340

※過去の情報誌「み・も・ざ」をご覧になりたい方は、下のリンクまたはQRコードから

<https://www.city.uruma.lg.jp/1002008000/contents/2097.html>



### 相談窓口のご案内

### ◆一人で悩まずに、まずはご相談ください。◆

- うるま市女性相談室(子育て包括支援課内) ..... ☎ 973-5041 (月～金 8:30～17:00)
- 中部配偶者暴力相談支援センター ..... ☎ 989-6603 (月～金 8:30～17:15)
- よりそいホットライン ..... ☎ 0120-279-338 (24時間通話無料)
- おきなわ子ども虐待ホットライン ..... ☎ 886-2900 (月～金 17:15～翌日 8:30 / 土日・祝日は 24時間)
- ているる相談室 男性専用 ..... ☎ 868-4011 (日・月 10:00～16:00)
- ているる相談室 女性専用 ..... ☎ 868-4010 (火～土 10:00～17:00)
- にじいろ相談(性の多様性に関する相談) ..... ☎ 880-8434 (土 10:00～17:00)
- 沖縄県警察本部警察安全相談 ..... ☎ #9110 ☎ 863-9110 (24時間)
- 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター... (with you おきなわ) ..... ☎ #8891 ☎ 975-0166 (24時間)

内閣府性暴力に関するSNS相談  
Cure time(キュアタイム)  
(毎日 17:00～21:00)



警察庁性犯罪被害電話相談  
☎ #8103(ハートさん)



令和6年(2024年)4月1日から  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)  
に基づく保護命令制度が新しくなります。

**改正のポイント** … (1) 接近禁止命令等について、発令の対象を拡大  
(2) 子への電話等禁止命令の創設  
(3) 保護命令違反に関する罰則の加重

### 保護命令制度とは

裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者（事実婚・内縁関係・生活を共にする交際相手含む）や、離婚前から離婚後も引き続き暴力をふるう相手に対して、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。



### 保護命令の種類

命令期間

1年間

#### 被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

命令期間

1年間

#### 被害者の子への接近禁止命令

被害者の子の身辺につきまとったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

命令期間

1年間

#### 被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等の身辺につきまとったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

命令期間

1年間

#### 被害者への電話等禁止命令

加害者が被害者又は被害者の子に対して次の行為を禁止する命令

命令期間

2か月間

#### 退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

Q: 別居中の配偶者から暴力を受けている場合、この法律の対象となる?

A: 配偶者は、同居しているが別居しているが関係ありません。  
別居中の配偶者から暴力を受けても、当然この法律の対象となります。

Q: 男性の被害者が申立てをすることはできる?  
また、同棲カップル間の暴力は対象になる?

A: 被害者の性別は問いません。男性の被害者も申立てをすることができます。  
また、同棲カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例がありますよ。



DV防止法改正の詳細はこちらからご覧ください。

URL [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/32.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/32.html)

DV防止法改正のQ&A一覧はこちらからご覧ください。

URL [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/29.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/29.html)

### 令和5年度 男女共同参画啓発講座報告

#### 思春期の心と体プログラム 令和5年5月～12月

委託先：おきなわCAPセンター

うるま市では、男女共同参画推進事業のひとつとして、市立中学校を対象におきなわCAPセンターの講師を派遣し、思春期の人権とデートDV予防講座を開催しています。

令和5年度は9校で開催しました。



～生徒の感想～

- ・思春期の心の発達、体の発達は、人それぞれだから、女らしく、男らしくではなく、【自分】らしくを一番大切にしていきたいと思った。
- ・反抗期は、親に反抗したりするものかなと思っていたけど、本当は心の成長の証とわかりました。

#### 【出前講座】 LGBTQ・性の多様性についての講座

講師：竹内 清文 氏 与勝中学校(令和5年11月28日開催)  
(NPO法人レインボーハートokinawa理事長)

与勝中学校、具志川中学校において、「自分」や「周りの人たち」を大切な存在だと考える機会になることを目的に、講演を行っていただきました。



～生徒の感想～

- ・自分とは違った考え方や感じ方をしている人を尊重し、“自分らしさ”を大切にしたいと思った。
- ・世界が少しずつ性に対して理解ある世の中になるように、自分ができることを考えたいと思った。

#### しきじりから学ぶ子どもの スマートフォン利用と保護者の学び



令和5年11月15日開催

講師：モバイルプリンス 島袋 コウ 氏

親子でのスマートフォン利用のルール作りで大切なこと、インターネットの構造の問題や、出会い系サイトなどのサイバー犯罪の中で起こるグルーミング、スマートフォンへはまり込む構造などについて、お話ししていただきました。



～受講者の声～

- ・子どもが携帯を使う上で、大人が理解しないといけないと思いました。
- ・子どもにスマホを持たすときは、ルールを決めすぎるとよくないと感じた。

#### 子育て中の職員や市民のための 強力サポーターをめざすワークショップ



令和6年1月24日開催

講師：川満 恵子 氏(沖縄県助産師会会長)

本講座では、妊婦体験を取り入れたワークショップをうるま市職員を対象に行いました。妊婦や子育ての実情を知り、理解を深め、今まで気づけなかったことに気づくことができた有意義な機会となりました。



～受講者の声～

- ・男性側が妻として、女性側が夫として家事の役割分担を考える、ということが新鮮でよかったです。
- ・研修中の短い時間だったが、健脚炎になるなど感じた。乳児を抱っこし続けることの大変さがよく分かった。